

「第5次大阪府障がい者計画」中間見直し(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】 令和6年2月1日（木曜日）14時から令和6年3月1日（金曜日）24時まで

【募集方法】 郵便、ファクシミリ、電子申請

【提出人数・意見数】 1名から計1件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No.	ご意見の概要	大阪府の考え方
1	<p>現在、ほとんどの鉄道駅において車いすの利用者が車両の乗降をする際は駅員がスロープを用いて介助しており、各駅との連絡や駅員の手配に時間を要することが多々あります。車両とホームの間をできるだけ無くし、駅員の手配をしなくても乗降が可能な駅の設計を目指してください。車いすの利用者だけではなく、乗降の危険も減ることから、子どもや高齢者等さまざまな人たちへ配慮されたユニバーサルデザインになると思います。</p> <p>また、鉄道駅のエレベーターの設置数は明らかに足りていないと考えます。最近では階段を利用できない障害者だけでなく、高齢者やベビーカー、キャリーバッグを使用している人等たくさんの人々の需要があり、特に乗降客数の多い主要な駅では常にエレベーター前に列ができています。これは先ほどの車いすでの車両の乗降の問題と同じく鉄道駅のスムーズな移動を妨げるものであり、エレベーターの設置台数及び大きさの改善を求めます。</p>	<p>鉄道駅舎の移動等円滑化については、大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、鉄道駅における車両の段差及び隙間の縮小化やエレベーターの複数化・大型化について鉄道事業者に働きかけているところです。また、鉄道事業者が実施する鉄道駅への可動式ホーム柵の整備とあわせた車両とホームの段差等の解消工事や、鉄道駅へのエレベーター設置に対する補助等を実施しています。</p> <p>第5次大阪府障がい者計画においても、鉄道駅舎の移動等円滑化の促進等について記載しているところであり、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備に向けて、引き続き取組を進めてまいります。</p>